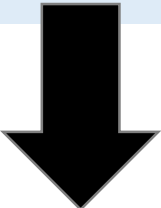
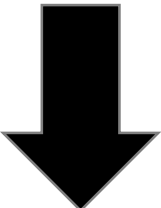


【経緯】

これまでは、国庫補助金については、乗合事業者に直接入金されていた。
(本市の場合：奈良交通、タクシー事業者)



法律の経過措置終了後に伴い、令和7年度から国庫補助金交付先が市町村法定協議会(五條市地域公共交通会議)になる



※令和7年度補助事業分から、国庫補助金を受領するため五條市地域公共交通会議で予算措置が必要

(参考) 国交省資料

⑥ 補助金執行について

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間(～令和6年事業年度)		経過措置期間終了後(令和7年事業年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者又は都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画又は生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会又は乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会又は乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画又は生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会又は乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会又は乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	
フィーダー	生活交通確保維持改善計画(フィーダー) ※主に市町村単位	乗合事業者、自家用有償旅客運送者又は市町村法定協議会	都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画又は生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	市町村法定協議会又は乗合事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	乗合事業者等	補助対象外	

※補助系統を位置付けるべき地域公共交通計画の作成主体等について、悩まれる場合はお近くの地方運輸局・運輸支局にご相談ください。

● 新制度での申請に当たり準備が必要なもの

今後は、原則として法定協議会(幹線補助については乗合バス事業者又は法定協議会)に対して補助を行うことになりますので、これまでに説明した地域公共交通計画への記載のほか、以下の確認・変更が必要です。なお、準備に当たっては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き【詳細編】」も併せてご参照ください。

- ・協議会財務規程の制定
- ・協議会口座の準備
- ・協議会規約の見直し
- ・協議会の構成要員が要件を満たしているかの確認※ 等

※活性化再生法及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱いずれの要件も満たす必要があります

● 経過措置について

令和6年事業年度までは、経過措置により従前の生活交通確保維持改善計画による認定を受けることが可能ですが、令和7年事業年度以降は、補助事業の活用においては地域公共交通計画の作成が必須となる点に注意しましょう。

地域公共交通計画(旧：網形成計画)を作成していない地方公共団体

- ・ 令和7年事業年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日事業分)の認定申請の提出期限は令和6年6月であることを踏まえ、地域公共交通計画は、余裕を持って作成しましょう。

地域公共交通計画(旧：網形成計画)を作成している地方公共団体

- ・ 改正前の生活交通確保維持改善計画を適用できるのは、令和6年事業年度までです。

地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレットから抜粋

【事務局予算（案）】

[歳入] (単位：千円)

	予算額	備考
国庫補助金	●●	生活交通確保維持改善計画 （フィーダー系統）補助金 ゴーちゃんバス分（●●千円） ゴーちゃんタクシー分（●●千円）
計	●●	

[歳出] (単位：千円)

	予算額	備考
地域公共交通確保維持改善 事業費補助金（地域内 フィーダー系統確保維持費 国庫補助金）	●●	生活交通確保維持改善計画 （フィーダー系統）補助金 ゴーちゃんバス分（●●千円） ゴーちゃんタクシー分（●●千円）
計	●●	

国庫補助金を受領し、各事業者へ振り込むための予算措置
※なお、振込手数料相当分を差引し入金予定
（事務処理的に問題ないことを国に確認済み）